

00949

# 鳥取縣公報

昭和二十年五月十五日  
第一千六百二十五號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

## 告示

◇鳥取縣告示第百八十六號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ自動車修繕料金を左ノ通指定ス

昭和十八年一月鳥取縣告示第四十八號(自動車及自動車部分品修繕料認可ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和二十年五月十五日

鳥取縣知事 高橋 彌

### 自動車修繕料金

作 業 項 目	單 位	修 理 料 金	摘 要
(一) エンヂン之部(フライホイール迄トス) エンヂンオーバーホール	一臺分	二二〇〇〇 圓	エンヂン脱着、ピストンリング取 換バルブ摺合セ、コネクティング ツド及メーカリング摺合せ調 整ス、バルブラック、カブプレ ークリエルボク、オイルポンプ ン仕上再調整、但シ新品メタル摺合

鳥取縣公報 每週 曜日發行(休日ニ當ル)  
火金 時ハ翌日

昭和二十年五月十五日  
第一千六百二十五號

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

エンヂンオーバーホール之際 シリンドラーホーリング仕上 スリーブ入ホーニング コンネクチングロットメタル盛 クラシクシヤフト研磨 クラシクシヤフト研磨附屬加工 クラツチ分解修理 ミツシヨン分解修理 エンヂン塗装 エンヂン調整	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	一 同 同 同 同 同 同 同 同 同	本 部 個 個 分 分 分 分 分 分	五五〇 一三二〇 八五〇 八五〇 八八〇 一一〇〇 一三二〇 一一〇〇 一一〇〇 一一〇〇	但シピストン合セラ含ム セ及ボリリングセズシテ新品ピストン取換ノ場合ハロットメタル、メーンベアリング、各一本ニ付一圓五拾錢ピストン一ケニ付一圓増シノ事
タベツト調整	同	一	分	四四〇	但シニツサン及同様装置車(六圓〇〇錢)
カーブレーター分解修理	同	一	個	四四〇	
デイストリビューター分解修理	同	一	個	四四〇	
バルブ摺合	同	一	部	三五二〇	
バルブ摺合リング取替	同	一	部	五五〇〇	

バルブスプリング取替 バルブリングノ際メーシベアリング調整 バルブカバーガスケット取替 フューエルポンプ分解組立調整 オイルポンプ分解修理 ピストン取替	同 同 同 同 同 同	一 一 一 一 一 一	本 部 枚 分 本 本	八八〇 一一〇〇 二二〇〇 四四〇 一一〇〇 二六四〇	一本増ス毎ニ貳圓 ニ本増毎ニ參圓増ノコト ニツサン及同様装置車ニ五圓〇〇 一本増毎ニ貳圓
マニポールド掃除 シリンドラーヘソトスタツトポルト折込修理 ヘツトカスケツト取替 エンヂンサーボトトラバークツシヨン取替(前)	同 同 同 同	一 一 一 一	枚 枚 個 個	八八〇 一一〇〇 八八〇 八八〇	
同	同	一	枚	四四〇	
マニポールドガスケット取替 コンネクチングロットベヤリング取外組立	同 同	一 一	分 分	二六四〇 二六四〇	一本増毎ニ參圓ニツサン及同様装置車一七圓〇〇一本増ス毎ニ貳圓何レカ一方取替ハ一五圓〇〇
タイミングチェーン及ギヤ取外組立 タイミンゲースサーボト新品取替 クラシクシヤフトラチエツト取外組立 オイルパンガスケット取替	同 同 同 同	一 一 一 一	個 個 個 個	二六四〇 二六四〇 六六〇 六六〇	
(二)クラシチ之部 クラツチ分解修理 クラツチペタル修理	同 同	一 一	分 分	三〇八〇 六六〇	フエーシング取替スラストベアリング調整メタル調整ヲ含ム

フラツチプレツシヤフレート研磨	一個	一〇〇〇	
フライホキール取替	一臺分	三〇〇〇	
フライホキール削正	一個	一〇〇〇	
フライホキールリングギヤ取替	一臺分	三五二〇	
(三)トランスミツション分解修理	同	三〇〇〇	
オイル入替料	同	二二〇〇	オイル代ヲ含マズ
チエンホレベーン修理	一個	八八〇	
(四)プロペラシヤフト之部	同	八八〇	
前部プロペラシヤフト取外組立(トヨタ車)	同	八八〇	ニツサン車及同様装置車
後部プロペラシヤフト取外組立	同	一七六〇	八五〇〇
ユニバーサルデヨイント取外組立	同	六六〇	同
プロペラーシヤフトセンターペアリング取替	同	六六〇	同
(五)リヤアックスル之部	同	八八〇	五〇〇〇
リヤアックスルハウジング取外組立及ギヤ調整	同	三五二〇	
リヤアックスルシヤフト取外組立	片方	六六〇	
リヤアックスルベアリング取替	一個	八八〇	
デフレンシャル分解修理	同	三九六〇	
デフレンシャルカバーガスケット取替	一枚	二二〇	
オイル入替料	一臺分	一一〇	オイル代ヲ含マズ
(六)ブレーキ之部	同	二二〇	
フロントブレーキライニング張替調整	兩側	一五四〇	

ギヤブレーキライニング張替調整	同	一九八〇	
センター(手動)ブレーキライニング張替調整	一個	六六〇	
フイードブレーキ調整	一臺分	八八〇	
マスターシリンダー分解修理及調整	同	一三二〇	
ホキールシリンダー分解修理及調整	同	八八〇	
(七)ステアリング之部	同	二二〇	
ステアリングギヤ分解	一臺分	一三二〇	
ステアリングホキール取替調整	同	二二〇	
ステアリング調整	同	四四〇	
ドラクリングスプリング入外組立	一個	二二〇	
(八)フロンドアックスル之部	同	二二〇	
キングピン及ブツシユ取替	兩側	一三二〇	
フロントアックスル取外組立	一本	一五四〇	
タイロツドエンド取外組立	片側	四四〇	
トイン調整	一臺分	二二〇	
キヤスタ調整	同	四四〇	
キヤンバー調整	同	一九八〇	
(九)照明装置及計器類之部	同	二二〇	
スピードメーターケープル取替	一個	二二〇	
スピードメーターヘッド取替	同	二二〇	
スピードメーターウラムギヤ取替	同	八八〇	
オイルプレツシヤージェ取替	同	二二〇	
ヘッドライトスヰツチ取替	同	三三〇	

- アンメーター取替
  - テールランプ
  - スタータースキツチストツブライトスキツチ
  - ヘッドライトデイマラースイチ取替
  - ウォーターヒートインヂェクター取替
- (十) 冷却装置之部
- ラヂエーター取外組立
  - ラヂエーターシユル取外組立
  - ラヂエーターホース取替
  - ファンベルト取替
  - ウォーターポンプ分解修理
  - サーモスタツト取外組立調整

- (十一) スプリング之部
- フロントスプリングブツシュ取替(片側)
  - フロントスプリングアツセンブリー取外組立
  - フロントスプリンググリーン増
  - フロントスプリングセンターポルト取替
  - フロントスプリングハンガブラケツト取外組立
  - リヤースプリングアツセンブリー取外組立
  - リヤースプリンググリーン増又ハ取替
  - リヤースプリングセンターポルト取替
  - リヤースプリングハンガー取外組立
  - リヤースプリングブツシュ取替

片側	一本	同	同	同	同	片側	一本	同	同	同	一本	同	一本	一本	各一個	一個
六六〇	三三〇	四四〇	四四〇	九四〇	九四〇	八八〇	六六〇	八八〇	一一〇	一一〇	一一〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇

- 補助スプリングアツセンブリー取外組立
- (十二) フェンダー之部
- ラエンダー取外組立
  - (十三) ホキール之部
  - フロンドホキールベアリング取替
  - リヤージアフトキヤツポールド折込修理
  - (十四) 其ノ他ノ部
  - ワイヤーハーネス取替
  - ビン廻リ給油
  - タイヤー入替
  - ウインカー修理
  - エンヂン乗七替へ調整

同	同	一枚	一本	一個	一本	同	一本	同	同	同	一臺分	一臺分	一臺分	一臺分	片側	一本
四四〇	四四〇	六六〇	四四〇	四四〇	四四〇	六六〇	一一二〇	一一二〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	六六〇	六六〇

- 附則
- (一) 本表料金ハ自動車及其ノ部分品(附屬品ヲ含ム)ノ修繕ヲ爲スヲ業トスル者又ハ其ノ契約ヲ爲スコトガ自己ノ業務ニ關スルモノノ最高料金トス
- (二) 本表ニ於テ自動車トハ自動車取締令第二條中普通自動車ノ總テヲ包含スルモノトス
- (三) 本表料金ニハ部分品附屬品及單價算出可能ナル材

- 料代ヲ含マザルモノトス
- (四) 本表料金中「エンヂン」ニ於テハ六氣筒車ヲ標準トセルモノニシテフォードハ氣筒車ハ一、五割増シフォード四氣筒車ハ二割引トス
- (五) 石油代用燃料裝置車ノ修繕ニアリテハ本表料金ニ對シ左ノ割増金ヲ請求スルコトヲ得
- 1、「エンヂンオーバーホール」ハ二割増

- 2、「エンジンノ調整」ハ十割増(但代用燃料ガズヲ使用スル場合ニ限ル)
- 3、「バルブ摺合せ」ハ五割増
- 4、「バルブ摺合せリング取替」ハ三割増
- 5、「マニホールド掃除」ハ五割増
- (六)本表ハ大衆車ノ修繕ヲ基準トセルモノニシテ高級車及中級車ハ本表料金ニ對シ左ノ割増金ヲ請求スルコトヲ得
- (1)高級車(リンカーン、パツカード、キヤデラツク、デイルラ、ピアスアード、ラサール、ベント)ニアリテハ「エンジン之部」ハ五割増其ノ他之部ハ二割増
- (2)中級車(ビツクハドソン、ナツシユ、クライスラー、マイキユリー、ステトユードペーカー、デソートファイアツト、プリムス、ボンテアツク、アドラー、いすゞ、ダツチ、マツク、ペデラル、フアゴーGMUダイヤモンド、ニアリテハ「エンジン之部」ハ三割増其ノ他ノ部一割増
- (七)左記事項ヲ要スル場合ハ左記金額ヲ請求スルコトヲ得
  - 1、車検料 十圓
  - 2、修理見積書作成(一件)五圓(但シ修理ヲ爲サザル場合ニ限ル)
  - (八)表料金ハ運搬費ヲ含マザルモノトス

◇鳥取縣告示第百八十七號  
健康保險法國民健康保險法並船員保險法ニ基ク保險者左ノ通指定取消セリ  
昭和二十年五月十五日  
鳥取縣知事 高橋 庸 彌

診療所々在地 一氏 名 指定取消年月日  
米子市中町 脇川 信一 昭和二十年五月十五日

◇鳥取縣告示第百八十八號  
健康保險法ニ基ク保險者ノ指定スルモノトシテ左ノ通指定セリ  
昭和二十年五月十五日  
鳥取縣知事 高橋 庸 彌

病院所在地一名 稱 指定年月日  
米子市中町(サン五七五三工場病院)昭和二十年四月三十日

正 誤

昭和二十年四月二十日鳥取縣告示第百五十四號(本縣ニ於ケル粉枚依託加工賃指定ノ件)中左ノ通正誤ス  
附記第四ノ第一行目「生産シ得ルガ如キ」ハ「生産シ得ザ、ガ如キ」ノ誤リ

昭和二十年五月十五日印刷  
昭和二十年五月十五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町